

ショートステイ百楽荘 寺川館 料金表 (要介護1~5の方)

①基本のご利用負担額

費用項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
併設型ユニット型	介護サービス費	1割負担の方	741円	814円	893円	966円	1,039円
		2割負担の方	1,482円	1,627円	1,785円	1,932円	2,077円
		3割負担の方	2,223円	2,440円	2,677円	2,898円	3,116円
	居住費		2,006円				
	食費	朝食	362円				
		昼食	515円				
夕食		515円					

※居住費・食費には所得により減額制度があります。

(下記 負担限度額認定対象者参照)

②その他のご利用負担額/日額

		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
介護度による区分なし	1割負担又は2割負担又は3割負担額	機能訓練体制加算	13円	26円	39円
		個別機能訓練加算	61円	122円	182円
		生活機能向上連携加算	月額217円	月額434円	月額650円
		生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	月額109円	月額217円	月額325円
		看護体制加算 (I)	5円	9円	13円
		看護体制加算 (II)	9円	18円	26円
		看護体制加算 (III) イ	13円	26円	39円
		看護体制加算 (IV) ロ	14円	28円	42円
		医療連携強化加算	63円	126円	189円
		夜勤職員配置加算 (II)	20円	39円	59円
		夜勤職員配置加算 (IV)	22円	44円	65円
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	217円	434円	650円
		若年性認知症利用者受入加算	130円	260円	390円
		認知症専門ケア加算 (I)	4円	7円	10円
		認知症専門ケア加算 (II)	5円	9円	13円
		送迎加算	200円	399円	598円
		緊急短期入所受入加算	98円	195円	293円
		療養食加算 ※1食	9円	18円	26円
		在宅中重度受入加算 (看護体制加算I有)	456円	912円	1,368円
		在宅中重度受入加算 (看護体制加算II有)	452円	904円	1,355円
在宅中重度受入加算	448円	895円	1,342円		

		(看護体制加算Ⅰ・Ⅱ有)			
		在宅中重度受入加算 (看護体制加算Ⅰ・Ⅱ無)	461円	921円	1,381円
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	20円	39円	59円
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	13円	26円	39円
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	7円	13円	20円
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	13円	20円
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に、8.3%を乗じた単位数の1割若しくは2割又は3割		
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に、2.3%を乗じた単位数の1割若しくは2割又は3割		
	全額自己負担額	特別な食事の提供	実費相当額		
		レクリエーション参加費 ※材料費等	実費相当額		
理美容費 ※カット・顔そり		2,000円			

③食費 負担限度額認定対象者

食費	第1段階	300円/日
	第2段階	390円/日
	第3段階	650円/日

④居住費 負担限度額認定対象者

居住費	第1段階	820円/日
	第2段階	820円/日
	第3段階	1,310円/日

第1段階 ⇒ 生活保護受給者・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の方

第2段階 ⇒ 住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額80万円以下の方

第3段階 ⇒ 住民税世帯非課税で第2段階に該当しない方

第4段階 ⇒ 世帯員のどなたかが住民税課税の方

※入所者が世帯非課税であっても、配偶者(世帯分離している場合も含む)が課税されている場合、または単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の預貯金等を保有している場合には、負担限度額認定が対象外となります。

ショートステイ百楽荘 寺川館 料金表（要支援1・2の方）

①基本のご利用負担額

費用項目		要支援1	要支援2	
併設型ユニット型	介護サービス費	1割負担の方	557円	691円
		2割負担の方	1,114円	1,382円
		3割負担の方	1,670円	2,073円
	居住費		2,006円	
	食費	朝食	362円	
		昼食	515円	
夕食		515円		

※居住費・食費には所得により減額制度があります。

（下記 負担限度額認定対象者参照）

②その他のご利用負担額／日額

		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
介護度による区分なし	1割負担又は2割負担額	機能訓練体制加算	13円	26円	39円
		個別機能訓練加算	61円	122円	182円
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	217円	434円	650円
		若年性認知症利用者受入加算	130円	260円	390円
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4円	7円	10円
		認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5円	9円	13円
		送迎加算	200円	399円	598円
		療養食加算 ※1食	9円	18円	26円
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	20円	39円	59円
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	13円	26円	39円
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	7円	13円	20円
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7円	13円	20円
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に、8.3%を乗じた単位数の1割若しくは2割又は3割		
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に、2.3%を乗じた単位数の1割若しくは2割又は3割			
全額自己負担額	特別な食事の提供	実費相当額			
	レクリエーション参加費	実費相当額			
	理美容費 ※カット・顔そり	2,000円			

③食費 負担限度額認定対象者

食費	第1段階	300円／日
	第2段階	390円／日
	第3段階	650円／日

④居住費 負担限度額認定対象者

居住費	第1段階	820円／日
	第2段階	820円／日
	第3段階	1,310円／日

第1段階 ⇒ 生活保護受給者・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の方

第2段階 ⇒ 住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額80万円以下の方

第3段階 ⇒ 住民税世帯非課税で第2段階に該当しない方

第4段階 ⇒ 世帯員のどなたかが住民税課税の方

※入所者が世帯非課税であっても、配偶者（世帯分離している場合も含む）が課税されている場合、または単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の預貯金等を保有している場合には、負担限度額認定が対象外となります。